

2024年7月1日

吸収合併に係る事後備置書面

東京都中央区八重洲一丁目4番16号
新日本電工株式会社
代表取締役社長 青木 泰

当社は、2024年3月27日付けで中央電気工業株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、中央電気工業株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、下記のとおり、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項を記載した書面を当社本店に備え置きます。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（反対株主の差止請求）

中央電気工業株式会社は、当社の完全子会社であったため、本吸収合併をやめることの請求はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

中央電気工業株式会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

中央電気工業株式会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

中央電気工業株式会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年4月1日付けの官報及び電子公告により、本吸収合併に係る債権者に対する公告を行いました。が、異議申述期限である2024年5月1日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（反対株主の差止請求）

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当

事項はありません。

(2)会社法第 797 条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3)会社法第 799 条の規定による手続の経過(債権者の異議)

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 4 月〇1 付けの官報及び電子公告により、本吸収合併に係る債権者に対する公告を行いました。異議申述期限である 2024 年 4 月 15 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4.吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2024 年 7 月 1 日をもって、中央電気工業株式会社から、その資産、負債その他の権利義務の全部を承継しました。

5.会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6.吸収合併に係る変更の登記をした日

2024 年 7 月 3 日付けで本吸収合併に係る変更登記申請を行う予定です。

7.その他吸収合併に関する重要な事項

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本吸収合併について株主総会の承認を得ずに本吸収合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項に基づき、本吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別紙 吸収合併に係る事前備置書面